

令和3年度あきる野市社会福祉法人指導監査結果

令和3年度にあきる野市長が所轄庁となる社会福祉法人のうち2法人に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施法人

No	法人名	主に経営する事業等	実施日
1	社会福祉法人 福信会	特別養護老人ホーム麦久保園	令和3年12月24日
2	社会福祉法人 秋溪舎	増戸保育園	令和4年 3月23日

2 主な文書指摘及び口頭指摘の内訳

	文書指摘	口頭指摘
運営管理	1	5
会計経理	0	6
合計	1	11

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	根拠法令等	件数
評議員及び理事の選任・解任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事就任承諾書兼誓約書及び理事会招集通知省略の同意書に氏名を印字した場合は、本人が押印をすること。</li> <li>・役員及び評議員を選任する際は、誓約書等により欠格事由等に該当しないことを確認すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第38条、第40条第1項、第2項、第4項、第5項、第44条第1項、第6項、第7項</li> <li>・指導監査実施要綱 I-3-(1)-2、I-4-(3)-1、I-5-(2)-2</li> </ul>	2

<p>評議員会及び理事会の招集・運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会及び理事会の招集通知は、発出日を記載すること。</li> <li>・理事会及び評議員会の決議の際は、特別な利害関係を有する者がいないことを確認すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 45 条の 9 第 8 項、第 10 項、第 45 条の 14 第 5 項、第 9 項（一般社団法人法第 182 条第 1 項、第 94 条第 1 項準用）</li> <li>・指導監査実施要綱 I-3-(2)-1、2、I-6-(1)-1、2</li> </ul>	<p>2</p>
<p>附属明細書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金収支計算書と引当金明細書の金額が整合しないため、改善すること。</li> <li>・附属明細書を適正に作成すること。</li> <li>・財産目録を適正に作成すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計省令第 29 条第 2 項、第 30 条から第 34 条</li> <li>・指導監査実施要綱 III-3-(5)-2、3</li> </ul>	<p>3</p>

※全ての指摘事項が令和 3 年度内に改善されています。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「法」＝社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

「一般社団法人法」＝一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

「指導監査実施要綱」＝社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号老発 0427 第 1 号（最終改正：令和 4 年 3 月 14 日））

「会計省令」＝社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）